

NO. 524  
平成19年(2007)  
4/1(日)



小笠原 OGASAWARA -  
村民だより

編集・発行 小笠原村総務課  
〒100-2101  
東京都小笠原村父島字西町  
TEL04998(2)3111  
FAX04998(2)3222

住民基本台帳登録者数(3/1)	2,391人	2月気象状況(父島)	ダム貯水率
人口	1,946人	最高気温	3/29現在
世帯	1,046人	最低気温	父島
短期滞在者	51人	平均気温	95.6/100
		平均湿度	母島
		月降水量	87.5/100

ホームページアドレス

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

小笠原の花・木・鳥・魚

花 ムニンヒメツバキ 木 タコノキ  
鳥 ハハジマメグロ 魚 アオムロ

4月22日(日)は小笠原村議会議員選挙の日です  
<母島は4月21日(土)繰上投票>  
村民の代表者を選ぶ重要な選挙です  
忘れずに投票しましょう

【選挙日程】

告示日	4月17日(火)
繰上投票日(母島)	4月21日(土) 午前7時から午後8時まで
投票日(父島)	4月22日(日) 午前7時から午後8時まで
開票日	4月22日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】 父島：小笠原村地域福祉センター 母島：母島村民会館

投票所へは投票入場券を持参してください。  
(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方 および 20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの生年月日は？ 昭和62年4月24日以降 投票できません  
昭和62年4月23日以前

小笠原村に転入の届出をしたのはいつですか？ 平成19年1月16日以前 投票できます( )  
平成19年1月17日以降 投票できません

詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

【期日前投票制度について】

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前に投票をすることができます。  
期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。  
期日前投票所へは、投票所入場券を持参してください。

投票の対象者：期日前投票を行う日に選挙権のある方で、かつ投票日当日に投票できない事由がある方  
(「宣誓書」の提出が必要です。)

期日前投票期間：4月18日(水)～4月21日(土)  
母島の期日前投票期間は4月20日(金)までとなります。

期日前投票所の場所と受付時間：父島 村役場総務課 午前8時30分～午後8時  
母島 母島支所 午前8時30分～午後6時

【4月17日(木)以降、父島～母島間で転居された方の投票について】

父島 から 母島 へ転居された方 : 4月22日(日)の投票日に 父島 で投票となります。  
4月20日(金)までに母島で期日前投票を行うこともできます。

母島 から 父島 へ転居された方 : 4月21日(土)の繰上投票日に 母島 で投票となります。  
4月21日(土)までに父島で期日前投票を行うこともできます。

期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

( ○ = その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。 )

	期 日 前 投 票 場 所	4月18日(水) ～4月20日(金)	4月21日(土) 母島繰上投票日	4月22日(日) 父島投票日
父島 から 母島 へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)			×
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×	
母島 から 父島 へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)			×
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×	

【小笠原村以外の区市町村で不在者投票を希望される方へ】

町村の議会議員選挙は、告示日から選挙期日(投票日)までの期間が5日間と短く、また、本村においては、本土との交通が船便のみという事情も加わり、村外での不在者投票が日程的に非常に厳しくなっています。

村外での不在者投票を希望される方は、すぐに選挙管理委員会へご相談ください。

問い合わせ先 選挙管理委員会 2 - 3 1 1 1

村役場人事異動

4月1日付

《 》内は旧所属

【課長級】

総務課企画政策室長(東京連絡事務所)

湯村 義夫《出納課長》

総務課副参事

(IT)推進担当・IT推進係長事務取扱

鈴木 敏之

《総務課課長補佐 IT推進係長》

医療課長

樋口 博《診療所事務長》

産業観光課長

長堀 茂《母島支所長》

母島支所長

今野 満《産業観光課長》

出納課長

箭内 浩彌《教育課長》

教育課長

セトボリ 孝《総務課企画政策室長》

【係長級】

総務課企画政策室主査(東京連絡事務所)

菊池 康彦

《総務課主査(東京連絡事務所)》

財政課財政係長

牛島 康博《村民課福祉係長》

村民課住民係主査

龜山 祐子《財政課税務係主査》

村民課福祉係長

田久保 洋《財政課税務係主査》

村民課福祉係主査(母島)

百瀬 美津子《村民課福祉係主査(父島)》

医療課診療所係長(父島)

龜山 孝《財政課財政係長》

医療課診療所係主査(父島)

加藤 純子《診療所診療所係主査(父島)》

医療課診療所係主査(母島)

遠山 美樹《診療所診療所係主査(母島)》

医療課診療所係主査(母島)

鮎川 奈津子

《診療所診療所係主査(母島)》

母島支所施設係主査

大塚 宏幸《建設水道課主査》

【主任級】

財政課財政係主任

川上 勲

《総務課総務係主任(島しょ振興公社派遣)》

医療課診療所係主任(父島)

嶋 太郎《診療所診療所係主任(父島)》

建設水道課主任

清水 幸司《母島支所施設係主任》

【主事級】

医療課診療所係(父島)

安藤 武史《村民課住民係》

医療課診療所係(父島)

金本 由美《診療所診療所係(父島)》

産業観光課産業観光係

宮原 ミチル《財政課財政係》

【採用】

村民課付(母島)【保健師】野上 貴代

医療課付(父島)【看護師】庄 恵理

医療課付(父島)【看護師】片桐 智美

【派遣職員(転入)】

医療課診療所係(父島)

佐藤 敏秀《東京都》

医療課診療所係(母島)

井岡 大輔《東京都》

【派遣職員(転出)】 3月31日付

東京都

堀家 英之《診療所診療所係(父島)》

飯島 準一《診療所診療所係(母島)》

【退職】 3月31日付

萩倉 仁美《診療所診療所係主任》

奥山 佳奈《村民課福祉係(母島)》

【非常勤特別職】

税務徴収指導員

中村 雄光



## 平成 19 年度小笠原村予算のあらまし

本年度予算につきましては、4 年度目となる第 3 次小笠原村総合計画における基本構想・基本計画に基づき、予算編成を行いました。

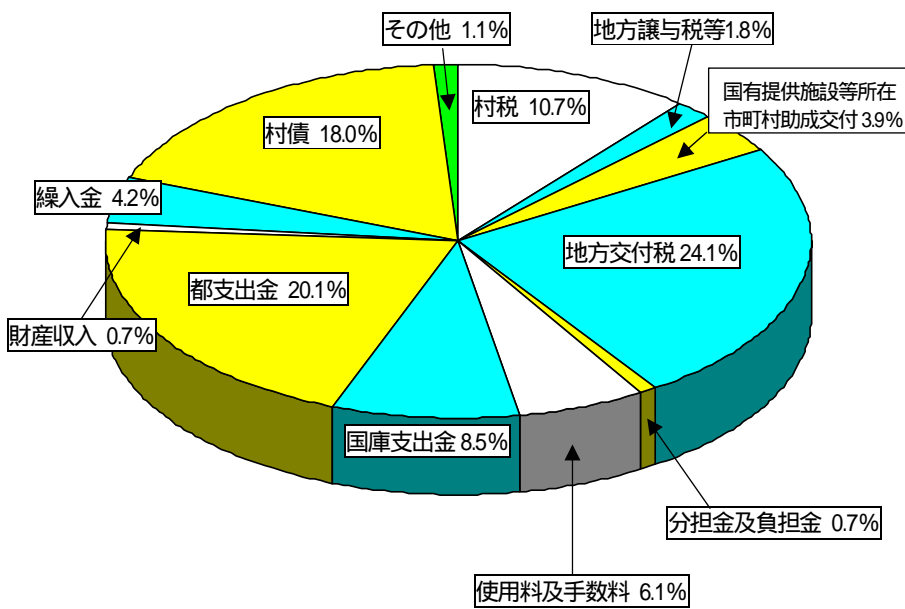
- 「観光客増加を目指した集客対策事業の取り組み」
- 「航空路開設に向けた施策の展開」
- 「エコツーリズムを機軸とした観光産業の振興」
- 「自然環境の保全と活用並びに世界自然遺産登録に向けた施策の展開」
- 「複合施設、上下水道、交通環境等の生活基盤施設の整備」
- 「防災通信設備の整備」
- 「保健、福祉、医療、教育の充実」

主な事業として、観光振興策としての集客宣伝および集客対策事業、金融支援対策事業、世界自然遺産登録に向けた啓発や外来種対策、複合施設建設へ向けた用地造成工事や設計、防災行政無線の更新、税などの徴収強化に向けた人材確保、戸籍電算化システムの導入などを予算計上しています。

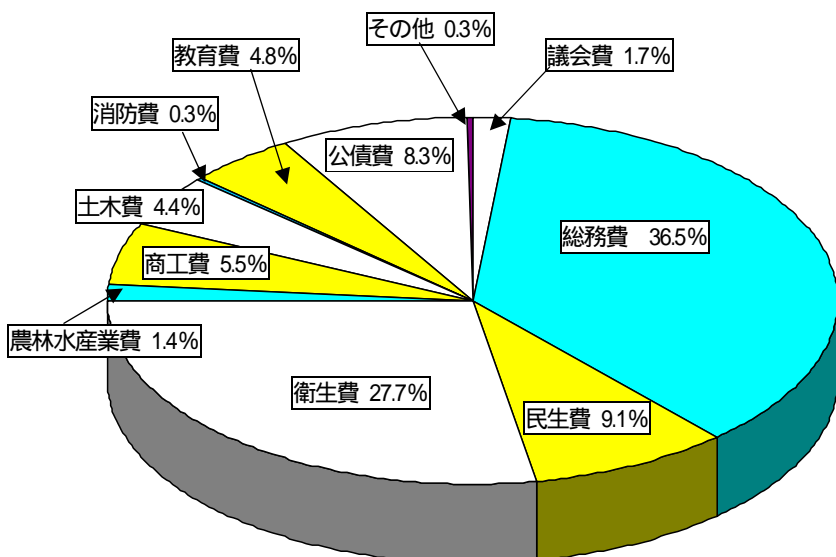
一般会計予算は、総額 37 億 6,043 万 3,000 円で前年度当初予算と比較すると、3 億 9,061 万 9,000 円、11.6% の増加となっています。

問合せ先 財政課財政係 2 - 3 1 1 2

**平成 19 年度 歳入予算**



**平成 19 年度 歳出予算**



一般会計歳入予算額

	金額(千円)	構成比 (%)
村税	404,117	10.7
地方譲与税及交付金	66,299	1.8
国有提供施設等所在市町村助成交付金	145,631	3.9
地方特例交付金	4,255	0.1
地方交付税	905,915	24.1
分担金及負担金	26,659	0.7
使用料及手数料	227,746	6.1
国庫支出金	321,822	8.5
都支出金	756,807	20.1
財産収入	26,300	0.7
繰入金	156,996	4.2
村債	676,500	18.0
その他	41,386	1.1
計	3,760,433	100.0

一般会計歳出予算目的別額

	金額(千円)	構成比 (%)
議会費	64,388	1.7
総務費	1,372,740	36.5
民生費	341,307	9.1
衛生費	1,041,997	27.7
農林水産業費	53,143	1.4
商工費	206,559	5.5
土木費	165,409	4.4
消防費	9,582	0.3
教育費	181,962	4.8
公債費	313,251	8.3
その他	10,095	0.3
計	3,760,433	100.0

一般会計歳出予算性質別額

	金額(千円)	構成比 (%)
人件費	698,912	18.6
物件費	1,131,120	30.1
補助費等	270,551	7.2
普通建設事業費	963,101	25.6
公債費	313,251	8.3
扶助費	53,687	1.4
繰出金	281,460	7.5
その他	48,351	1.3
計	3,760,433	100.0

会計別予算計上額

	金額(千円)	構成比 (%)
一般会計	3,760,433	75.3
国民健康保険特別会計	213,107	4.3
簡易水道事業特別会計	277,939	5.5
老人保健特別会計	98,449	2.0
宅地造成事業特別会計	130,322	2.6
介護保険(保険事業勘定)特別会計	68,760	1.4
介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計	124,299	2.5
下水道事業特別会計	289,571	5.8
浄化槽事業特別会計	31,238	0.6
計	4,994,118	100.0

## 第3次小笠原村総合計画 平成19年度予算反映状況

小笠原村では、総合的・計画的な行政の運営を図るために、第3次総合計画を策定し、これに即して事務の処理を行っています。この総合計画は、地方自治法第2条第4項に規定されている「基本構想」と「基本構想」実現のための具体的な事業計画を定めている「基本計画」からなっています。その施策ごとの平成19年度予算への反映状況は下表のとおりです。

章	節	予算額(千円)	主要事業項目
<b>第1章 人と自然が共生する村</b>			
	1 計画的な土地利用	-	計画的な土地利用の検討、有効活用の促進
	2 自然環境の保全と活用	8,533	外来種駆除、世界自然遺産啓蒙 ほか
	小 計	8,533	
<b>第2章 快適に暮らせる村</b>			
	1 航空路の早期開設	1,673	早期開設推進
	2 交通環境の整備	77,113	村道改修、村営バス運行 ほか
	3 情報通信体制の整備	88,613	衛生インターネット送受信設備設置、テレビ運営費負担金
	4 良好な住環境の整備	-	要望、検討
	5 上・下水道の整備	296,208	導送配水施設改良、管渠整備改良、浄化槽設置 ほか
	6 循環型社会の構築	132,806	リサイクル経費、施設改修 ほか
	7 生活環境の向上	17,908	シロアリ対策、野ネコ対策、美化運動 ほか
	小 計	614,321	
<b>第3章 活力ある産業で自立発展する村</b>			
	1 活力ある農業の振興	5,137	有害鳥獣駆除、運賃補助、農産物販売促進事業 ほか
	2 安定した水産業の展開	16,965	シマアジ稚魚放流、販売促進事業 ほか
	3 魅力ある観光拠点の整備	-	要望、検討
	4 観光客受入体制とPR活動の強化	91,568	観光宣伝事業、金融支援、地産地消推進会議開催 ほか
	5 小笠原ブランドの確立	20,907	集客宣伝事業 ほか
	6 親しまれる商業地の整備	-	検討
	7 産業間の連携	465	産業祭開催 ほか
	小 計	135,042	
<b>第4章 すべての人が安心して暮らせる村</b>			
	1 保健・医療・介護の充実	727,917	住民健診、診療所運営、診療所建替(複合施設)ほか
	2 福祉の充実	44,218	社会福祉協議会運営費補助、保育園改修、備品購入 ほか
	3 衛生施設の整備	-	父島火葬場供用開始
	4 消防防災体制の充実	511,372	防災無線更新、防災備蓄倉庫設置、消火栓改修 ほか
	小 計	1,283,507	
<b>第5章 豊かな心でゆとりを持って暮らせる村</b>			
	1 学校教育の充実	58,413	校舎改修、英会話教育実施 ほか
	2 生涯学習の環境整備	427	施設管理、研修補助 ほか
	3 小笠原文化の振興	3,270	文化団体支援、小花作助文庫整理、資料収集 ほか
	4 村民総スポーツの推進	22,168	スポーツ団体支援、体育施設管理 ほか
	5 国際化への対応	-	国際交流の促進 ほか
	小 計	84,278	
<b>第6章 国民のオアシスを提供する村</b>			
	1 エコツアーの実施	26,148	エコツーリズム協議会運営、フィールド整備 ほか
	2 小笠原らしい景観形成	3,725	街並み景観づくり推進 ほか
	小 計	29,873	
<b>第7章 計画実現のため</b>			
	1 村民参加システムの確立	961	村民だより発行、ホームページ更新、対話集会実施 ほか
	2 効率的な行財政運営の確立	4,686	文書管理システム運用 ほか
	3 職員の資質向上	1,489	研修参加負担金 ほか
	4 関係機関への要請	-	要請
	小 計	7,136	
<b>総 計</b>		<b>2,162,690</b>	

(注) 本表は第3次小笠原村総合計画の各項目ごとの事業経費であり、経常的な経費は含んでいないため、平成19年度予算総額とは一致しません。

小笠原村職員募集

【職種および採用人員】

保健師 若干名

【勤務場所】

本庁または事業所

【待遇】

小笠原村給与条例等による

【受験資格】

資格をお持ちで昭和32年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた方

【試験の方法等】

口述試験

【試験の日時および会場】

申込者に随時お知らせします。

【申込用紙の請求先】

村役場総務課総務係

【申込締切】

随時受付

申込み・問合せ先

総務課総務係

2 3 1 1 1

国民年金についてお知らせ

平成19年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、平成16年の法律改正により、平成29年度まで毎年度月額280円引上げられることになっていきます。平成19年度においては、物価や賃金の伸びを基準とした保険料改定率が0.997となつたため、国民年金保険料は、上げ幅が40円低い1万4100円(年額16万9200円)となりました。

《問合せ先》 港社会保険事務所

03-5401-3211(代)

国民年金保険料の追納

過去に「保険料免除制度」、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」の承認を受けた期間は、年金受給のための資格期間に含まれますが、「保険料免除制度」では、保険料を納付した場合と比べて老齢基礎年金金額が減額されます。また、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」では、承認を受けた期間は老齢基礎年金額の計算に反映されません。

このことから、免除などの承認を受けていた期間について、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができ、将来受給する年金額を増額する(満額に近づける)ことができます。

なお、平成16年度以前の期間を追納する場合は、経過期間によって政令で定められた一定の率を乗じた額が保険料に計算されますので、追納を希望される方は、出来るだけ早く追納することをお勧めいたします。

《問合せ先》 港社会保険事務所

03-5401-3211(代)

年金加入記録通知の送付

社会保険庁では、年金見込額などの年金個人情報提供サービスを進めています。その一環として、「ねんきん定期便」が段階的に開始されます。

平成19年3月より、保険料納付実績などをお知らせする「年金記録加入通知」を、35歳の誕生日の前月に社会保険業務センターより送付しています。(平成19年12月から45歳および55歳以上の方、平成20年4月から20歳以上60歳未満の加入者全員に送付します。)

ただし、社会保険庁で記録管理をしていない共済の組合員や住所記録が未記録の方(実際に住まいる場所と社会保険庁で管理している住所が異なる方)、外国居住者などの方には送付されません。

《問合せ先》 港社会保険事務所

03-5401-3211(代)

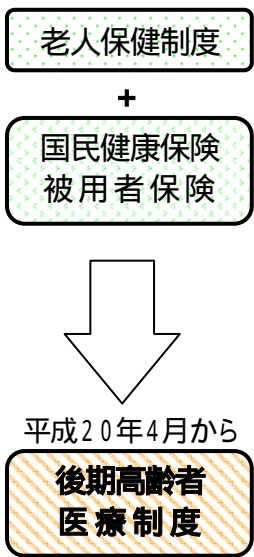
なお、年金加入記録については、ねんきんダイヤル(0570 05 1165)などでいつでもご確認いただけます。(電話にて加入記録の照会を申し出 本人確認 「被保険者記録照会回答票」が郵送されます。)

問合せ先 村民課住民係 2 3 1 1 3

後期高齢者医療制度

平成20年4月(来年度)から 高齢者の新しい医療制度が始まります

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい保健制度とするため、75歳以上の高齢者を対象とした「老人保健制度」が平成20年4月より「後期高齢者医療制度」に変わります。



【新制度のポイント】

後期高齢者(75歳以上の方)、65歳以上の寝たきりの方などが対象(被保険者)です。

資格管理、保険料の賦課決定、給付の審査や支払い、高額療養費の払い戻しなどの主な事務は、後期高齢者医療制度の運営主体の「東京都後期高齢者医療広域連合」(平成19年3月設立)が行います。(被保険者の住所が東京都内にある場合)

後期高齢者医療関係の届出や保険料の徴収などは、住民票のある区市町村が窓口となります。

75歳以上の高齢者にかかる医療費は、被保険者の保険料( )、被保険者の診療受診時の窓口負担( )、現役世代からの支援(国民健康保険や被用者保険などの医療保険者からの支援金)、国・東京都・都内区市町村の公費で負担します。

広域連合が被保険者の保険料を決定し原則として年金から徴収します(受給している年金の年額が18万円より少ない場合などには、被保険者が納付書で納付します)。

被保険者には「後期高齢者医療被保険者証」が交付され、医療を受ける際に提示します。被保険者の医療費の負担は1割です。ただし、現役並み所得者は3割の負担となります。

今年の8月1日の「老人保健」の更新時に負担割合の変更などが無い場合、お手持ちの「老人保健法・医療受給者証」は、平成20年3月末まで使用できます。

今までの国民健康保険や被用者保険などの世帯や生計を同一とする家族(扶養・被扶養関係)単位での保険加入から、後期高齢者各人での保険加入となります。

《例1》 75歳以上の夫婦世帯

世帯で国民健康保険加入・被保険者 夫と妻、共に老人保健の資格者)

平成20年4月以降

夫と妻、共に後期高齢者医療制度の資格者で被保険者になります

《例2》 75歳以上の夫、75歳未満の妻の世帯

世帯で国民健康保険加入・被保険者 夫が老人保健の資格者)

平成20年4月以降

夫は後期高齢者医療制度の資格者で被保険者、妻は国民健康保険加入・被保険者となります

《例3》 息子夫婦と75歳以上の祖父、75歳未満の祖母の世帯  
世帯で国民健康保険加入・被保険者(祖父が老人保健の資格者)

平成20年4月以降

息子夫婦と祖母は国民健康保険加入・被保険者、祖父は後期高齢者医療制度資格者で被保険者となります

現在、新しい後期高齢者医療制度施行の準備中です。今後新たな決定事項などありましたら、随時、村民だよりでの広報や対象者(後期高齢者)に直接ご案内いたします。

問合せ先 村民課住民係 2 3 1 1 3

70歳未満の

国民健康保険加入者の方へ

入院時の窓口負担額が軽減されます

70歳未満の人が入院したとき、これまでは医療費の3割(3歳未満は2割)を全額負担して、世帯の所得に応じた自己負担限度額を超えた分が、後日申請により高額療養費として支給(償還払い)されてきました。

しかし、平成19年4月から「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。外来受診や複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合は、これまでと同じく償還払いとなります。

入院前に必ず申請しましょう

自己負担限度額は、所得により区分が異なります。限度額適用認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなりますので、入院する場合は忘れずに限度額認定証の申請をしてください。ただし国民健康保険税を滞納している世帯

の方は、認定証の交付が受けられませんので、これまでどおり医療機関の窓口での支払いは一旦全額自己負担となります。

住民税非課税世帯の方は入院時の食事代が減額されます

入院時の食事代の標準負担額(国保加入者の自己負担分)は、1食あたり260円ですが住民税非課税世帯の方については、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示することにより、1食あたり210円(90日を超える入院のときは160円)となります。「限度額認定証」と同様、入院前に必ず交付の申請をしてください。

【医療費の自己負担限度額(月額)】

所得区分	過去12か月間 3回目までの限度額	4回目以降の 限度額
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者	150,100円+ (医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯のことです。

所得の申告をしていない人がいる世帯も上位所得者とみなされます。

入院時の食事代の標準負担額、保険診療外の支払いは対象となりません。

【入院のとき医療機関窓口で提示するもの】

所得区分	
一般	保険証 限度額適用認定証
上位所得者	保険証 限度額適用認定証
住民税 非課税世帯	保険証 限度額適用・ 標準負担額減額認定証

問合せ先 村民課住民係 2 3 1 1 3

パスポートの申請・受取

先月号にて、パスポート窓口が小笠原村役場に変更となる旨、ご案内いたしました。具体的な取り扱いについてお知らせいたします。

平成19年4月1日から、小笠原村民のパスポートは、村民課住民係または母島支所庶務係にて申請・受取を行います。パスポート事務の取り扱い時間は東京都のコンピュータ稼働時間にあわせ、役場業務日の午前9時～午後5時です。

小笠原村民の東京都旅券課にての手続きは人道ケースなどの緊急時などを除いてできなくなります。ただし、通学や長期出張などで島外に居所(東京都内)のある方は、東京都旅券課での申請・受取が可能です。

東京都による年に1度の出張窓口は廃止となります。

パスポートの作成はこれまでどおり東京都旅券課において行つたため、小笠原村で申請を受理してから受け取りまで、概ね1か

月程度の日数を要します。

また、お預かりした申請書類は小笠原村で処理を行つてから、郵便で東京都旅券課に発送いたします。郵便の締め切り間際に申請があった場合、翌日または次便で発送いたします。

余裕を持って申請くださいますようお願いいたします。

なお、旅券の受け取りには必ずご本人が窓口にお越しいただく必要があります。

詳しくはお問い合わせくださるか、申請のご案内を用意しておりますのでご覧ください。

問合せ先 村民課住民係 2 3 1 1 3

介護サービスの事業移管

平成12年度に介護保険制度が施行されてから、小笠原村で行われている介護サービスは、明老会では父島の通所介護と短期入所生活介護、社会福祉協議会では父島および母島の訪問介護と母島の短期入所生活介護がそれぞれ実施されてきました。

しかし、平成19年4月より、次のとおりすべて明老会へ移管することになり、あわせて介護予防事業も一部の事業を除き明老会へ移管いたします。

【明老会実施】

《父島での介護サービス》

訪問介護(ホームヘルプサービス)

通所介護(デイサービス)

短期入所生活介護(ショートステイ)

《母島での介護サービス》

訪問介護(ホームヘルプサービス)

短期入所生活介護(ショートステイ)

《介護予防事業》

母島ミニデイサービス

高齢者生活支援サービス

ほかからサービス(母島のみ) 診療所送迎サービス

紙おむつの支給サービス  
 高齢者無料理髪サービス  
 通所入浴サービス(母島のみ)  
 介護予防体操教室

**【社協実施】**

食事サービス  
 ほがらかサービス(父島のみ)

介護サービスは、要支援、要介護認定を受けている方のみ利用できるサービスです。  
 介護予防事業は、すべての事業で利用対象者が限定されていますので、詳細は村民課福祉係へお問い合わせください。

問合せ先 村民課福祉係 2 3939

**障害福祉計画(素案)の**

**閲覧および意見募集**

村では、障害者福祉の充実を図ることを目的とした、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を策定します。策定にあたり、素案を公表し、広く村民の皆様からご意見をいただきたいと考えていますので、次の窓口において閲覧およびご意見を募集します。

**【窓口】**

村役場村民課福祉係 地域福祉センター、母島支所

詳細は村民課福祉係にお問い合わせください。

**【募集期間】**

4月2日(月)～13日(金)

問合せ先 村民課福祉係 2 3939

**心身障害者(児)巡回相談**

東京都心身障害者福祉センターでは、次のとおり巡回相談を行います。  
 相談を希望される方は、予約制となりますので、事前にお申し込みください。  
 なお、相談できる内容は、目視覚障害、

耳聴覚障害、肢体不自由に限らせていただきます。  
 本相談は隔年での実施となりますので、この機会をぜひご利用ください。

**【父島】**

《日時》

5月10日(木) 午後2時～5時

5月11日(金) 午前9時～午後5時

《会場》 地域福祉センター多目的ホール

**【母島】**

《日時》 5月12日(土) 午前11時～正午

《会場》 母島支所

**【対象者】**

身体障害者手帳を取得したい方(障害部位・目、耳、肢体不自由)

身体障害者手帳が交付されている方で、内容の変更をしたい方

身体障害者手帳が交付されている方で、車いす・杖・補聴器などの補装具が必要な方、および修理が必要な方

ただし、介護保険法対象者(65歳以上の障害者)の方は、車いす(標準型)の交付を除きます。

**【予約期間】 4月13日(金)まで**

予約されていない方は、直接会場にお越しになっても相談できませんのでご注意ください。

申込み・問合せ先

村民課福祉係 2 3939

**子ども家庭支援センターの設置**

平成16年11月に児童福祉法が改正され、子ども家庭に関する相談に対応することが区市町村業務として明確化されました。  
 東京都でも国に先駆けて、平成7年度からケースマネジメントの手法により、子どもと家庭のあらゆる相談に応じ、各関係機関と連携しながら子どもと家庭を支援するネット

ワークを構築する、子ども家庭支援センターを各区市町村に設置するよう提唱しています。  
 都内では、中央区および一部の島しょの町村を除き、すべての区市町村に子ども家庭支援センターが設置されています。

本村においても東京都児童相談センターから開設へ向けての強い指導もあり、本年4月から村民課福祉係内に、小笠原村子ども家庭支援センターを設置いたします。業務内容は、子育てに関する相談業務や子育てサークルなどへの支援を行います。なお、開設に伴い専門職などの配置は人員確保が難しいため、相談業務などは村民課福祉係の保健師を中心に対応いたします。

問合せ先 村民課福祉係 2 3939

**児童手当制度が変わります**

4月1日より児童手当が変更され、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当額が、出生順位にかかわらず一律月1万円となります。

また、3歳到達後の翌月からは、第1子、第2子の手当月額が5千円になります。すでに、児童手当を受給されている方については、特に手続きの必要はありません。

ご不明な点がありましたら、村民課福祉係へお問い合わせください。

問合せ先 村民課福祉係 2 3939

**固定資産税の納付期限**

平成19年度固定資産税第1期の納付期限は、5月1日(火)です。お忘れのないようお願いいたします。

また、口座からの自動払い込みによる納付を申し込まれている方につきましては、残高不足にご注意ください。

問合せ先 財政課税務係 2 3112

**固定資産課税台帳の閲覧および価格等縦覧帳の縦覧**

固定資産税は、総務大臣の定める固定資産評価基準により村長が固定資産の価格を決定し、この価格に基づいて課税されます。

土地および家屋の所有者などは、この価格を知るため、固定資産課税台帳(寄帳)の閲覧をすることができます。

また、固定資産税の納税者は、村内の他の土地または家屋の価格と比較するため、価格など縦覧帳を縦覧できます。

詳しくは財政課税務係へお問い合わせください。

**【固定資産課税台帳の閲覧】**

《期間》 4月1日～翌年3月31日

(土・日曜日、休日を除く)

《時間》 午前8時～午後5時30分

(正午～午後1時30分を除く)

**【価格等縦覧帳の縦覧】**

《期間》 4月1日～5月1日

(土・日曜日、休日を除く)

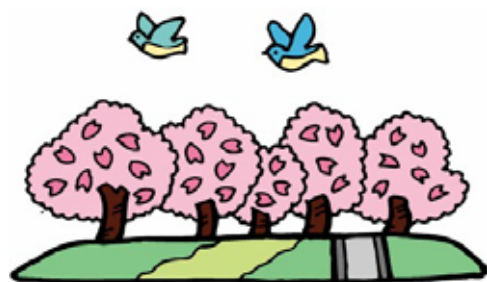
《時間》 午前8時～午後5時30分

(正午～午後1時30分を除く)

**【閲覧および縦覧場所】**

財政課税務係、母島支所庶務係

問合せ先 財政課税務係 2 3112



### 村民の南島利用方法

南島は、国有林であり、また自然公園の特別保護地域に指定されていて、さまざまな規制があるとともに、その自然の保全と回復のために利用の適正化が求められています。

現在南島では、東京都と小笠原村の協定、林野庁および環境省やガイド業者の協力により、「適正な利用のルール」による保護と利用の調整を推進しています。

一般の村民の方が、ガイド業者のツアー以外で南島を利用される場合(個人のレクリエーション目的でブレイザーボートなどを利用して)においても、村役場への入島の届出が必要で、届出された方には腕章をお貸ししますので南島上陸の際には腕章の着用をお願いします。

美しい南島の自然環境を保全し、いつまでも利用できるように、自主ルール・共通ルールを遵守していただけますようお願いいたします。

#### 【自主ルール(一般村民利用)】

ガイド業者のツアー以外で村民が南島へ入島する際は、入島前日(休日の場合は直近の平日)までに、産業観光課へ入島の届出をしてください。  
入島にあたっては、自然観察路以外の区域には立ち入らないでください。

#### 【利用経路図参照】

上陸時間は2時間以内とします。  
上陸の前に、衣服や靴に付着した種子・泥を落とすようにします。  
植生回復のため、年3か月間は養生期間とし、その間は入島を自粛します。  
(11月上旬～2月上旬)

#### 【共通ルール】

植物、動物、木片類、石など自然に存在するものはそのままの状態にする。  
動物、植物、種子、昆虫などの移入種を

持ち込まない。

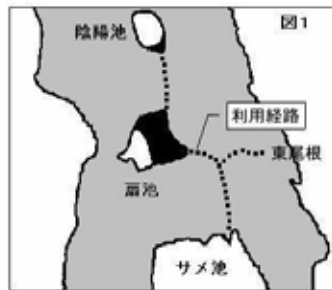
動物にえさを与えない。

動物を驚かしたり、追い立てたりしない。

岩石などに落書きをしない。

ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海へ投棄しない。また、タバコなどの火の始末には十分気をつけてください。

#### 【利用経路図】



届出・問合せ先 産業観光課 2 3 1 1 4

### 東京都自然ガイド(南島)の方々へ

南島につきましても、これまでのモニタリング結果を踏まえ、利用調整方法について1年間の試行を行うことを検討しています。つきましては、南島の利用に関する説明会を次のとおり開催いたします。

【日時】 4月6日(金)

午後7時から1時間程度

【場所】 地域福祉センター2階会議室

問合せ先 小笠原支庁土木課 2 2 1 2 3  
産業観光課 2 3 1 1 4

### ノヤギ駆除事業報告

#### 【銃器によるノヤギ駆除】

ノヤギによる農作物被害の軽減を目的に、村で実施している銃器によるノヤギ駆除事業は、3月15日(木)をもって平成18年度の事業を終了いたしました。

平成18年度も東京都猟友会小笠原支部他関係機関などの多大なご協力により、合

計駆除頭数302頭の実績をあげることができました。関係各位ならびに村民の皆様のご協力に感謝いたします。

平成19年度は、より駆除の効果を上げるため、年間を通して7月から9月を除く(ノヤギ駆除事業を実施していきま

す。今月の実施日は、9日(月)と20日(金)の2回を予定しています。

実施にあたりましては、安全には十分配慮するとともに、駆除前日および当日に防災行政無線でお知らせいたします。当日、駆除地域へ立ち入る場合は十分ご注意ください。

#### 【わなによるノヤギ駆除事業】

農業被害軽減のため、昨年度から実施しているわなによるノヤギ駆除については、農業者や狩猟免許所有者のご尽力により、平成18年度は26頭(3月27日現在)のノヤギを駆除することができました。平成19年度も引き続きわなによるノヤギ駆除を実施してまいります。

#### 《わなの設置場所》

- 三日月山 笹本農園
  - 奥村 瀬堀農園
  - 境浦 北條農園
  - 吹上谷 田代農園、森本(曾)農園、友野農園
  - 小曲 沖山・増田農園、沖山農園、小田川農園、打込農園
  - 北袋沢 森本(曾)農園、森本(和)農園
  - 長谷 野瀬農園、森本(曾)農園、長谷部農園
  - 夜明山 大澤農園 以上16農園
- わなを設置する農地には、注意喚起のための看板などが立てられます。また、わな1個ずつに、設置者の氏名などを明記した標識が付けられます。

#### 《注意事項》

わなは昼夜を問わず設置されますので、十分注意してください。特に夜間には、設置場所周辺に立ち入らないようお願いいたします。また、ペットは放し飼いにせず、飼育者の責任で管理されますようお願いいたします。

問合せ先 産業観光課 2 3 1 1 4

### 閑散期対策事業(村補助事業)

村では、昨年度に引き続き「小笠原村閑散期対策事業費補助制度」を設けました。

これは、島内の団体・グループなどが行う事業で、いわゆる閑散期に観光客などの来訪者の誘致が見込める事業に対して、その事業費の一部を補助するという制度です。創意工夫のある事業を計画し、申請してください。補助要綱は、産業観光課、母島支所で配布しています。

#### 【補助対象】

構成員が概ね5名以上で、村が補助するに相応しい計画などを持つ団体・グループなど

#### 【対象事業】

閑散期(年末年始、ゴールデンウィーク、7・8月を除く期間)に観光客などの来訪者の誘致が見込め、かつ村の経済活性化に資すると認められる事業

#### 【補助金額および件数】

1件25万円を限度として補助します  
募集件数4件

#### 【申請期限】 9月28日(金)

問合せ先 産業観光課 2 3 1 1 4  
母島支所庶務係 3 2 1 1 1





### イベント用品倉庫(コンテナ)の更新

財(自治総合センターから助成(金くじ)を受け、サマーフェスティバル、返還祭など父島での各種イベントで使用しているテント、会議用テーブルなどを保管するコンテナを更新しました。

問合せ先 産業観光課 2 3 1 1 4

### 狂犬病予防注射と

#### 犬の散歩マナー

生後3か月以上の飼い犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。次の日程で定期集合注射を実施しますので、忘れずに受けさせてください。

ここで一つ、飼い主の皆様にはお願いがあります。皆様の多くは、散歩時のフンの始末をされていることと思われますが、一部、フンをそのままにして帰られる方もいます。放置されたフンは、犬を飼っていない人ももちろん、他の犬の散歩者にとっても不快です。面倒くさいから、他の人が見ていないからフンを放っておこう、という行動は、必ず誰かに見られています。散歩する時はフンを始末するため、ビニール袋・スコップなど処理用品を持ち、気持ちよく出かけましょう。

#### 狂犬病予防注射日程

##### 【父島】

《日程》 4月14日(土) 午前9時～正午  
《場所》 島しょ保健所小笠原出張所

##### 【母島】

《日程》 4月15日(日) 午前10時～正午  
《場所》 母島支所  
【予備日】 海況などにより実施できない場合  
《父島》 4月18日(水)  
《母島》 4月19日(木)

【費用】 釣り銭のないようにお願いします。

予防注射のみ 3550円  
予防注射と新規登録 6550円

問合せ先

建設水道課 2 3 1 1 5  
母島支所庶務係 3 2 1 1 1  
島しょ保健所小笠原出張所 2 2 9 5 1

# 夏休みのコナ

### 母島巡回労働相談

小笠原総合事務所が実施する、4月の「母島巡回労働相談」の日程は次のとおりです。

当日、都合が悪く来館できない方は、電話による相談も可能です。

【日時】 4月16日(月) 午後5時～6時

【場所】 母島村民会館2階会議室

#### 【相談内容】

労働条件(労働時間、安全衛生、賃金、解雇等)  
求人求職(求人・求職申込等)  
労災保険(加入、労災給付等)  
雇用保険(加入、失業給付等)

問合せ先 小笠原総合事務所 2 2 1 0 2

### 中型自動車・中型免許の新設

平成19年6月2日(土)から

中型自動車・中型免許が新設されます。

貨物自動車による事故防止を図るため、改正された道路交通法の一部が実施され、自動車の種類として中型自動車(運転免許の種類として中型免許、中型第一種免許および中型仮免許が新設されます)。

中型自動車とは、車両総重量5トン以上11トン未満、最大積載量3トン以上6.5トン未満、乗車定数11人以上29人以下の自動車をいいます。

現行の普通免許や大型免許で運転できる車の範囲に変わりはなく、また、今までの免許証の変更手続きも必要ありません。受験資格が自動車と種類によって区別されます。

中型自動車の道路標識が新設されます。

問合せ先

警視庁運転免許本部免許管理課

03 3581 4321(代)

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

### 東京都小笠原住宅

#### あき家人居者募集

##### 【募集対象】

平成19年6月1日から平成20年5月31日までに発生するあき家住宅

##### 【申込資格】

昭和19年3月31日に小笠原に住所を有し、かつ、昭和43年6月25日に小笠原諸島以外の日本国内に住所を有していた方で、小笠原諸島に永住を希望する

の配偶者または直系血族の方で小笠原に永住を希望する方

申込日現在、小笠原村に住民登録をし、小笠原村に居住している方

##### 【申込期間】

4月13日(金)～27日(金)

郵送の場合は26日(木)の消印有効

##### 【募集案内配布】

4月13日から26日までの間、「募集案内」を次の場所で配布します。

小笠原支庁土木課(27日まで配布)

小笠原支庁母島出張所(27日まで配布)

東京都住宅供給公社募集センター

総務局行政部振興企画課  
申込み・問合せ先  
小笠原支庁土木課住宅係 2 2 1 2 3

### オンラインによる

#### 登記手数料額の変更

インターネットを利用した登記事項証明書の送付請求、登記情報の照会について、4月2日(月)より次のとおり手数料が引き下げられます。

##### 【登記事項証明書などの送付請求】

登記事項証明書(不動産・商業・法人) 1000円 700円

地図、土地所在図などの証明書(新設) 500円

##### 【登記情報照会】

全部事項情報 770円 480円

所有者事項情報 270円 170円

地図、土地所在図などの情報(新設) 470円

##### 【その他(商業・法人登記)】

本支店一括登記 900円 600円

詳細については、法務省民事局のホームページをご覧ください。

問合せ先

東京法務局民事行政部

03 5213 1234(代表)

<http://www.moj.go.jp/MINJI/>



### 電話による無料法律相談

第二東京弁護士会主催の電話無料法律相談が、島しょ部住民を対象に実施されます。相談を希望される方は、事前に予約をする必要がありま

【相談内容】 無料一般相談

【実施日程】 4月27日(金)

【実施時間】 午前10時～正午

(1件あたり概ね20分)

【予約受付日時】

4月2日(月)～4月25日(水)

午前9時30分～午後5時

(土祝日および正午～午後1時を除く)

【予約から相談までの流れ】

第二東京弁護士会法律相談センターへ電話で予約を申し込みます。

予約申込後、第二東京弁護士会法律相談センターから申込用紙が相談希望者宛、ファックスで送付されます。

申込用紙に所定の事項を記入し、相談予定日の2日前までに、第二東京弁護士会法律相談センター宛、ファックスで送付します。(相談事項に関する書類もお送りいただく場合があります。)

予約した相談日時に、第二東京弁護士会法律相談センターに電話をして、担当弁護士と相談します。

問合せ・予約電話番号

第二東京弁護士会法律相談センター

03 35592 1855

FAX 03 3581 3337

### 東京三弁護士会による法律相談

東京三弁護士会主催による法律相談を開催します。相談を希望される方は、ぜひこの機会をご利用ください。(予約が必要です。)

【相談内容・時間】

無料一般相談(1コマ40分以内)

### 【母島】

《日時》 4月16日(月) 午後7時～9時

《場所》 母島支所2階小会議室

### 【父島】

《日時》 4月17日(火) 午後3時～5時

《場所》 地域福祉センター 会議室

【予約受付時間】

午前9時30分～午後5時

(土祝日および正午～午後1時を除く)

【主催】 東京弁護士会

第一東京弁護士会

第二東京弁護士会

問合せ・予約電話番号

法律相談センター

03 3595 8575

### テレビ視聴管理組合加入のお願い

皆さんが現在ご覧になっている地上波放送は、民間の通信衛星を介して本土電波を送信、小笠原村にて受信するシステムを採用し、平成8年4月より本土のテレビ放送をリアルタイムで楽しんでいただいております。

このシステムの運営には、通信衛星の使用料、施設の維持管理費など合計で約3億5千万円の費用がかかっており、これを東京都・放送事業者・小笠原村(村民を含む)で分担することになっております。

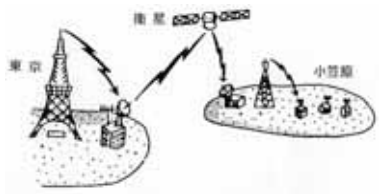
そこで、テレビをご覧になる方には、一般世帯の場合、月々3千円の利用料のご負担をいただいております。皆さんには小笠原村テレビ視聴管理組合に組合員として加入いただき、利用料をお支払いの上、地上波テレビ放送をご覧くださいますようお願いいたします。

【受付場所】

テレビ視聴管理組合

(村役場第2庁舎)

村役場母島支所



問合せ先 小笠原村テレビ視聴管理組合 2 3510

### 地域福祉センター父島図書室より

2007「子どもの読書週間」

いっしょに、読もうかー

「子どもたちにもつと本を、子どもたちにもつと本を読む場所を」との願いから、4月23日の「世界の本の日」、「子ども読書の日」から3週間(4月23日～5月12日)(2007年「子どもの読書週間」が実施されます。

幼少の時から書物に親しみ、読書の喜びや楽しみを知り、物ごとを正しく判断する力をつけておくことは、子どもたちにとっても大切なことです。

こどもに読書を勧めるだけでなく、大人にとつてもこどもの読書の大切さを考えるとき、それが「こどもの読書週間」です。

ぜひお子さんと一緒に図書室にお越しく下さい。

ヤングアダルト(千代の青少年向き)の本は2階図書室にあり、大人にも読める絵本もあります。

赤ちゃんから小学校中学年位の児童向けには、1階の児童図書室に約6千冊の本があります。紙芝居や紙芝居用の舞台も貸出できます。児童図書室は午後5時まで利用できます。(保護者同伴なら午後9時までご利用できます。)

一昨年度より父島内の各学校図書室と父島図書室とが連携し、図書室を充実させこどもの読書を推進するよう、に相互協力しています。

守れていますか? 公共マナー

本年2月に、2階の図書室内の閲覧用机が尖った物でいたずら書きをされるといふ事件が発生しています。他にも「図書室が騒がし



い。」との苦情が利用者から寄せられるなどマナーの悪さが気になることが増えています。皆さんは守れていますか、公共のマナー。

問合せ先

地域福祉センター父島図書室

小笠原小学校図書室

小笠原中学校図書室

小笠原高校図書室

### 亜熱帯農業センター施設公開

亜熱帯農業センターでは科学技術週間の行事として、次のとおり研究施設を一般公開するとともに、園芸教室や苗木配布などを行います。

【日時】 4月21日(土) 午前10時～午後4時

【場所】 亜熱帯農業センター

【参加費】 無料

【内容および時間】

《試験研究施設公開》 午前10時～午後4時

《農業機械展示》 午前10時～午後4時

《実物鑑定クイズ》

午前10時15分～午後3時

《スタンラリー》

午前10時15分～午後2時30分

《苗木の無料配布》 午前10時30分～

《農産物苗木即売会》

午前10時～午後4時

《園芸教室》

野菜の育て方 午前11時～11時30分

病害虫の防除 午後1時～1時30分

肥料の選び方・使い方 午後1時30分～2時

実物鑑定クイズ、スタンラリーに参加していただいた方に、景品として小笠原の農産物を用意しております(参加多数の場合は抽選)。

問合せ先

亜熱帯農業センター

2 2104

**5月のははしま丸**

**「燃料油価格変動調整金」**

ははしま丸の運賃に「燃料油価格変動調整金」を適用しています。

5月中の調整金を含む運賃(旅客・貨物)は、次のとおりです。

4月分からの変更はありません。

( )内は変動調整額

**【旅客運賃】**

《1等》 大人 8470円(+910円)

小人 4240円(+460円)

《2等》 大人 4230円(+450円)

小人 2120円(+230円)

《村民割引(往復)》

大人 5500円(+580円)

小人 2760円(+300円)

**【貨物運賃】**

《1等品》 8645円(+581円)

《2等品》 8104円(+544円)

《3等品》 7564円(+508円)

《小口貨物(1口)》

010トン以下 866円(+58円)

0075トン以下 653円(+44円)

問合せ先 伊豆諸島開発(株)

03 3455 3090



**乳幼児健診・歯科健診(父島)**

対象者の方には、個別に通知します。

6歳未満の乳幼児で健診を希望される方は、必ず前日までに電話での予約をお願いします。

【対象者】 3、4か月、6、7か月

9、10か月、1歳6か月

2歳6か月(歯科のみ)

3歳の乳幼児

【日程】 4月12日(木)

【受付時間】 午後2時～3時

【場所】 地域福祉センター2階会議室

問合せ先 村民課福祉係 2 3939

**4月開催 公開いきいき体操教室**

いきいき体操教室の公開教室を行います。

申し込みがなくても参加できます。ぜひお気軽にご参加ください。

【対象者】 60歳以上の村民の方

ただし次にあてはまる方は参加できません

主治医より運動負荷を禁止されている方

歩行に介助が必要な方

要介護1以上の認定を受けている方

**【父島】**

《日時》 4月5日(木)～26日(木)の

毎週木曜日

午前9時30分～11時

《場所》 地域福祉センター

**【母島】**

《日時》 4月3日(火)～26日(木)の

毎週火・木曜日

午後2時～3時30分

《場所》 母島支所大広間

問合せ先 村民課福祉係 2 3939

**いきいき体操教室**

介護を受けることなく末永くいきいきと自分らしい生活を送るためには老化のサインを

いち早く発見して適切な対策を行うことが大切です。運動を継続的に行う習慣を身に付けて

いただくために、運動の指導員や保健師が皆さんのお手伝いをいたします。ぜひお気軽

にご参加ください。なお、送迎は行っておりません。

【対象者】 60歳以上の村民の方

ただし次にあてはまる方は参加できません

主治医より運動負荷を禁止されている方

歩行に介助が必要な方

要介護1以上の認定を受けている方

**【父島】**

木曜クラス(毎週木曜日)

《日時》 5月10日(木)～7月26日(木)

午前9時30分～11時

《場所》 地域福祉センター

継続参加者の火曜クラスもあります。

**【母島】**

火曜クラス(毎週火曜日)

木曜クラス(毎週木曜日)

《日程》 5月8日(火)～8月16日(木)

《時間》 午後2時～3時30分

《場所》 母島支所大広間

【参加費】 無料

【予定プログラム】

全身ストレッチ体操 足腰を強める運動

散歩、運動や介護予防に関するお話、頭の

体操や身体を使うゲームなど

【申込方法】

4月26日(木)までに村民課福祉係または

母島支所へ申込書を提出してください。

申込書は村民課福祉係および母島支所

で配布しています。

途中参加ができないので必ず申し込みを期

日までにこなしてください。

問合せ先 村民課福祉係 2 3939



**平成19年度 小笠原村定期予防接種年間予定表**

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個別接種	三種混合 麻しん風しん混合 日本脳炎 B C G	5(木)	10(木)	7(木)	5(木)	2(木)	6(木)	4(木)	1(木)	6(木)	10(木)	7(木)	6(木)
	ポリオ						6(木)						6(木)
集団接種	二種混合 (小学6年生)												

		受付時間	接種場所
父島	個別接種	午後3時30分～4時	小笠原村 診療所
	集団接種	午後3時～3時30分	
母島	個別接種	午後4時～4時30分	母島診療所
	集団接種		

二種混合の予防接種の対象者(小学6年生)と麻しん風しん混合の対象者(保育園年長児相当)には個別通知をいたします。

他の予防接種については個別に通知いたしません。都合のよい日をお選びのうえ、直接お越しください。

問合せ先 村民課福祉係 2-3939

# けんこう通信

村民課福祉係  
第 86 号

## 脳を健康に保って認知症を予防しましょう！

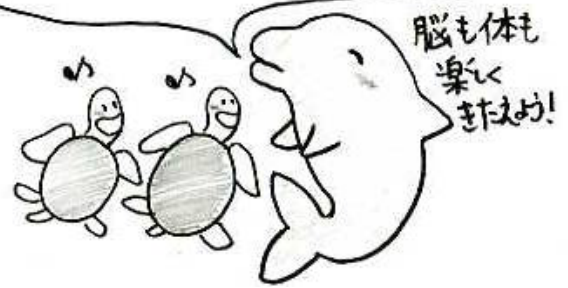
認知症はさまざまな原因によって脳の知的機能が低下する病気です。誰もがかかる可能性がある病気ですが、生活習慣の改善によって発症を遅らせる可能性があることもわかってきました。また、早期に発見して対処することがとても大切です。

### こんなことはありませんか？

- ・身なりを気にしなくなった。
- ・好きだったことへの関心がなくなった。
- ・怒りっぽくなった。
- ・外出や人と会うことをおっくうがる。
- ・ものの名前が出てこなくなった。
- ・料理や車の運転ができなくなった。

これらは初期の認知症のサインです。思い当たることがあったら早めに診療所、地域包括支援センターへ相談しましょう！

介護予防体操教室の公開教室と、5月からのクラスの申し込みが始まります！ぜひご参加ください！詳細は健康・保健のコーナーをご覧ください。



## こんなことが認知症の予防になります！心がけてみましょう。

### 人に頼らない生活を

日常の家事やお金の管理などを人任せにせずに自分で積極的に行うようにしましょう。

### 健康な身体を保つ

脳梗塞は認知症の原因になります。また怪我や病気がもとで寝たきりにならないように身体の健康を保ちましょう。

### 新しいことに挑戦する

毎日同じ生活に慣れてしまうと脳の機能が衰えます。語学やパソコン、楽器など新しいことにチャレンジすると脳が活性化されます。

### バランスの良い食事を

野菜や果物を積極的に摂る。塩分を取りすぎないようにする。イワシ、サバなど青背の魚を食べましょう。

### 人付き合いを大切にする

人と交流すると脳が活発に働きます。地域の活動や催しものに積極的に参加して多くの人と会話を楽しみましょう。

### 料理をしましょう

献立や調理の手順を考えて買出しにでかけ、魚を焼きながら和え物を作るなど 2 つ以上の作業を同時に行うことは脳のトレーニングになります。

イルカ：今月は 12 月の禁煙コンテストに申し込んだ方々の声をお伝えします。  
申し込みの皆様：

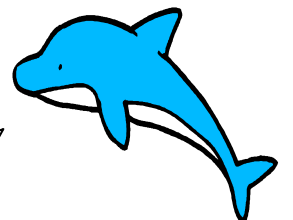
「家族と自分のためにがんばります！」「たばこを吸ってもメリットはひとつもないのでやめたい」「健康のためにもがんばって禁煙したいと思います。」「やめるよ、やめる！」

イルカ：禁煙を始めようと一歩踏み出したみなさまの勇気は素晴らしいです。うまくいくときもそうでないときもあるかと思いますがイルカも応援しています！ありがとうございました！

### 【イルカの伝言板のゲスト募集中!!!】

健康に関するミニコラムや体験談などを書いていただける方を募集しています。興味がある方はご連絡ください。

### イルカの伝言板



健康や加齢に関するご相談  
村民課福祉係 2 - 3939  
(地域包括支援センター)

# 環境・自然のページ

## 世界自然遺産のコーナー

### ペットと小笠原の自然

#### 【小笠原の自然を守るために】

現在、小笠原の生態系は、人間の活動によって持ち込まれた「外来種」の影響によって急速に失われています。その状況の中で外来種対策とこれからの取り組みを何回もこのコーナーでお伝えしてきました。

しかし、本来は人間の一番の友達である犬やネコに代表されるペットたちも小笠原では外来生物で、場合によっては生態系に影響を与えることがあります。

#### 【アカガシラカラスバトの保護対策】

小笠原で貴重な動物の代表とされるアカガシラカラスバトは現在小笠原内に、つまり地球上に数十羽しか生息していないといわれ、環境省のレッドデータブックにも記載されていることは皆さんご存知のことと思います。

父島ではこの希少種を守るために、地元 NPO・NGO 団体を中心に各行政機関、島民ボランティアの協力の下、アカガシラカラスバトの繁殖期の 11 月下旬から 3 月末までの期間、中央山や東平のサンクチュアリを中心にネコの捕獲事業を行っています。

捕獲されたネコは、繁殖中のカラスバトを捕食する可能性があるという判断のもとに島外へ搬出していきます。

内地へ搬送されたネコは、東京都獣医師会の協力の下、飼いネコとしての馴化訓練を行った後、責任ある飼い主に引き取られて幸せに余生を送っています。

#### 【ネコ適正飼養のお願い】

この緊急捕獲事業では、単にネコが外来種だから捕獲しているわけではなく、あくまでネコがアカガシラカラスバトを捕食してこれ以上の犠牲を出してはいけないということで捕獲しています。

村役場は野ネコ対策事業の中で野ネコを捕獲しています。捕獲したネコは今後増えないように、不妊去勢をして捕獲場所で放逐することにより、ネコ全体の数を減らしています。

小笠原村は全国に先駆けて猫適正飼養条例を作り野ネコ対策に積極的に取り組んでいます。ネコを屋外で飼育するなどの行為がネコを増やし、一部のネコを山に向かわせているといつことは否定できません。本来ネコ自体が悪いのではなく、無責任な飼い方をしてきた人間が悪いのです。自然と共生して生活することを目標にしている小笠原村民として、これ以上、不幸なネコを島内に増やすことはやめましょう。

このため、ネコや犬はきちんと登録し、不妊去勢なども考慮しながら、自分のペットは自分で適切に管理しましょう。ネコは出来るだけ室内で飼うことが望ましく、これにより生態系への影響が無くなるばかりか、一般的にはネコ自身の寿命も延び、ネコのためにもなると言えます。

ペットとして動物を飼う場合、最後まで愛情を持って飼い続けることは当たり前です。捨てる、野外に放すなどの行為は絶対やめましょう。また、希少な鳥や生物が生息する地域には連れて行かない、行かせないなど飼い主としての注意が必要です。

村民の方の理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先  
総務課企画政策室 2 3 1 1 1

## 小笠原ホエールウォッチング

### 協会 (OWA) のコーナー

小笠原で暮らすイルカたち パート 33  
「見守ってきた親子イルカ」



イルカ調査隊がこの 4 年間で、ずっと見守ってきた親子イルカがいます。母親は #55、子供は #1118 という番号をつけています。2003 年 6 月に結成したイルカ調査隊が、最初に母親イルカの出産を確認した事例でもありました。

当時、母親の側を元気に泳ぎまわるちっちゃなイルカを今でも鮮明に記憶しています。同年 7 月下旬に生まれた子供イルカはもうすぐ 4 歳を迎えます。最後に子供イルカを確認したのは 2006 年 11 月 6 日です。今でもお母さんのそばで泳いでいるのでしょうか。

#### 第 52 回ホエールウォッチング

インタープリター (IWO) 勉強会  
次の日程でレクチャーを開催していますので、ご参加ください。

#### 【ザトウクジラの陸上観察会】

《日時》 4 月 4 日 (水) ~ 5 月 2 日 (水)  
午後 4 時から  
《場所》 三日月山展望台 (現地集合)  
《参加費》 無料 (誰でも参加 OK)  
《クジラのナイトレクチャー》  
「クジラはなぜ跳ぶのか」  
《日時》 4 月 5 日 (木) ~ 4 月 30 日 (月)  
午後 7 時 30 分 ~ 8 時 30 分  
《場所》 小笠原ビジターセンター  
《参加費》  
村民・OWA 会員は無料  
その他は 500 円 (資料代)

申込み・問合せ先

小笠原ホエールウォッチング協会 2 3 2 1 5

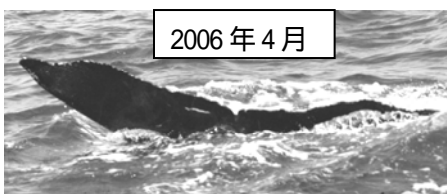
## 海洋センターだより その 70

子クジラの成長と親離れ

4 月は、ゆっくりと岸近くを泳ぐ親子クジラが多く見られる時期です。子クジラは、母クジラの頭の上でごろごろしたり、あちこちへ行ったりこっちへ行ったりします。小笠原海域は、子クジラにとって、北の海へ旅立つ前の準備地です。ほんの数か月の間に、フルークアップがきれいに行えるようになっていたり、跳べるようになるなど、成長が見られます。

また、成長するのは行動においてだけではなく、頭と体の大きさの割合や、体色にも変化があらわれます。体色は、灰褐色から黒っぽく短期間で変化することもあります。定着するには 2 ~ 3 年かかると言われており、ボンヤリした尾ビレの白黒模様も徐々にはっきりしていきます。

左は、昨年見られた子クジラと、その 10 か月後の写真です。ザトウクジラの授乳期間は 10 ~ 11 か月で、たいていの場合餌場が小笠原に向かう途中で親離れをするといわれていますが、今年の 2 月末にはまだ母クジラといえました。はたして親離れできたかどうか、今後の遭遇が楽しみです。



2006 年 4 月

10 か月後の子クジラ。白黒模様が少しだけはっきりしてきている。



2007 年 2 月



前号の本紙上で掲載していた  
だき、また小笠原ホエール・ウ  
オツチング協会発行のツアー参  
加者向け印刷物でご紹介いた  
いたクジラ3頭のうちのケイチ  
ちゃん(16才)とモッチーニ(14才)は、3月中も順調に子育てを  
している姿が見られました。子クジラもずいぶんしっかりしてきており、旅立ちも近いかもしれ  
ません。

ケイちゃんとモッチーニ、順調に子育て中！

総合学習「21名のカメ博士誕生」

1年間いっしょにカメの学習をしてきた小笠原小学校5年生(平成18年度)の皆さんが、勉強会、産卵、ふ化研究、飼育、研究発表など、すべての過程を終りました。3月17日の最終日には、宮之浜にて、ふ化当時から成長を見守ってきた子ガメを放流し、海洋センター発行の「カメ博士証明書」を手に入れました。新学期に入っても、しばらくの間は、カメの先輩として新5年生指導への活躍に期待しています。



問合せ先 小笠原海洋センター

NPO活動法人

エバーラストイング・ネイチャー

2 2830

<http://bonin-ocean.net>

## 地産地消のすすめ

### アカギも地産地消になる！

世界自然遺産の登録に向けた今後の取り組みの中に、外来種対策としてアカギの伐採による排除があります。

しかし、もともと薪炭材として移入されたこのアカギをただ伐採するのではなく、有効に活用できないか検討をしています。東南アジアでは建築資材として使われているアカギを木工品として利活用しようと「アカギの木工教室」を開催しました。木工教室では、参加者の皆さんに箸やサラダボールを製作してもらいました。

実際には、加工できる材料にするまで、製材して3年間は乾燥させなければならないなど課題がありますが、アカギの有効活用は新しい意味での地産地消として考えられないこともありません。



父島での木工教室

## 大根料理のいろいろ

12月～2月頃が旬の小笠原大根ですが、出荷量が少ないため、柔らかくて美味しい存在は案外知られていないようです。昔は小笠原産の大根をいろいろ工夫して食べていたそうです。少し時期がずれましたが、その料理法のいくつかをご紹介します。

### 大根ご飯

大根を千切りにし、3度ぐらいの温度から茹で上げる。  
柔らかくなったら、ざる等に取り、水を注ぎ、簡単なあく抜きをする。  
大根が冷めたら、布巾に入れよく絞り、炒める。  
から炒めで水分をよく取り、鰹節と醤油で味付けをして細かく切ったネギを手早く混ぜる。  
最後に菜種油を小さじ1加え、鍋に水分の残らないように仕上げます。

### 大根の短冊漬け

長さ5cm、幅3cm、厚さ5mmぐらいに切り、2～3日天日で干す。  
干しあがったら、軽く水洗いをし、水気を取って塩を混ぜ合わせる。  
唐辛子を加え重石をして2～3日したら美味しく出来上がります。

### 千切り生大根(昔の味を楽しむ)

生大根、セロリ、キャベツ、トマト、キュウリを適宜に切る。  
器に盛り合わせ、酢、醤油、砂糖少々、カレー粉、菜種油小さじ半分ぐらいを良く混ぜて食してください。

(レシピ提供：セーボレーみき子さん)

### 「島の料理法」常時募集中

昔から伝わる小笠原ならではの料理法をみんなで守り伝えていきましょう。  
口述でも構いません。特にご年配の方からの情報をお待ちしています。

今月の「小笠原航空路開設に向けて」はお休みいたします。

# 4月のカレンダー

日付	曜日	行事予定	日付	曜日	行事予定
1	日		16	月	入港日  母島巡回労働相談 東京三弁護士会による法律相談(母島)
2	月	障害福祉計画(素案)の閲覧および意見募集(~13) 電話による無料法律相談予約受付(~25)			
3	火	公開いきいき体操教室(母島 毎週火・木曜日~26)	17	火	小笠原村議会議員選挙告示日 東京三弁護士会による法律相談(父島)
4	水	入港日  ザトウクジラの陸上観察会(~5/2)	18	水	小笠原村議会議員選挙期日前投票期間(~21)
5	木	定期予防接種 公開いきいき体操教室(父島 毎週木曜日~26) クジラのナイトレクチャー(~30) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報センター定休日</span>	19	木	出港日  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報センター定休日</span>
6	金	母島小・中学校入学式 南島の利用に関する説明会	20	金	ノヤギ駆除
7	土	出港日  父島保育園入園式 東京都知事選挙母島繰上投票日 高校図書館開放	21	土	小笠原村議会議員選挙母島繰上投票日 亜熱帯農業センター施設公開 高校図書館開放
8	日	東京都知事選挙投票日	22	日	入港日  小笠原村議会議員選挙投票日
9	月	母島保育園入園式 小笠原小学校・中学校入学式 高校入学式 ノヤギ駆除	23	月	
10	火	入港日 	24	火	
11	水	村民意見・提案・相談受付窓口	25	水	出港日 
12	木	乳幼児健診・歯科健診(父島) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報センター定休日</span>	26	木	いきいき体操教室申込締切 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報センター定休日</span>
13	金	出港日  心身障害者(児)巡回相談予約締切 東京都小笠原住宅あき家入居者募集(~27)	27	金	電話による無料法律相談
14	土	狂犬病予防注射(父島) 高校図書館開放	28	土	農業委員会委員選挙(母島) 高校図書館開放
15	日	狂犬病予防注射(母島)	29	日	 入・出港日  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">昭和の日</span> 農業委員会委員選挙(父島)
			30	月	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">振替休日</span>